

大和川病院事件を通じてみた 精神保健福祉法の問題点（レジメ）

1998年6月19日

弁護士 丸山 哲男
(大阪精神医療人権センター)

1. 大和川病院事件がもたらしたもの
2. 医療法における精神科特例の廃止を
3. 精神保健福祉法の中に人権尊重理念（例えば「精神障害者が人間としての固有の尊厳を尊重されること」を明記すべき）（1条・12条・18条・36条）
4. 入院患者への権利告知の徹底と告知内容の拡充を
5. 任意入院規定の整備について
6. 通信・面会の自由について
代理人面会中の保証・保証人について
7. 精神医療審査会制度について
8. 行政による指導・監督について
罰則規定

(資料)

大阪府による「大和川病院の転退院患者の処遇・人権調査」の結果（平成9年5月19日時点の入院者のうち、調査済み281名について）

①入院時の医師による診察	有	171名	60.9%
②入院時の書面告知	有	60名	21.4%
③自分の入院形態につき	知っていた	157名	55.9%
④入院時の保護室使用	有	164名	58.4%
⑤保護室使用の日数	1日～10日	127名	77.4%
⑥医師の診察がきちんとあったか	有	132名	47.0%
⑦診察の回数	月3回以上	36名	12.9%
⑧症状にあわせた投薬	有	87名	31.0%
⑨医師の病気の説明	有	71名	25.3%
⑩医師の治療計画の説明	有	43名	15.3%
⑪医師の服薬の説明	有	47名	16.7%
⑫合併症の治療	有	86名	37.9%
⑬看護婦のきちんとした世話	有	140名	49.8%
⑭病室・廊下は清潔か	はい	149名	53.0%
⑮病室内は適温か	はい	77名	27.4%
⑯電話は常時使用可か	可	208名	74.0%
⑰行政の電話の掲示	有	109名	38.8%
⑱行政への電話制限	有	49名	17.4%
⑲信書の発受信制限	有	55名	19.6%
⑳面会の禁止	有	30名	10.7%
㉑看護婦士等による暴力行為	有	54名	19.2%
㉒看護婦士等による暴言	有	64名	22.8%
㉓まわりの人が暴力・暴言を見たか	見た	140名	49.8%
㉔ごみ当番や配膳などでの使役	有	187名	66.5%